

小諸市の感染リスクに応じた対応方針

【園児・児童生徒】

	園児・児童生徒の状況	園児・児童生徒の対応	保育園・児童館・児童クラブの対応
1	園児・児童生徒や同居人に感染の疑いがある	感染がないと確認できるまで出席停止	原則として臨時休業は実施しない
2	園児・児童生徒の同居人が濃厚接触者となった		
3	園児・児童生徒が接触者となった		
4	園児・児童生徒の同居人が陽性者となった	濃厚接触者の自宅待機期間は出席停止	原則として臨時休業は実施しない
5	園児・児童生徒が濃厚接触者となった		
6	園児・児童生徒が陽性者となった	治癒するまで出席停止	感染状況により判断をする。感染拡大のおそれがある場合は、クラス閉鎖、臨時休業とする
7	市中感染が拡大するおそれがある	利用自粛要請	一定期間全施設の利用自粛を要請する

【職員】

	職員の状況	職員の対応	保育園・児童館・児童クラブの対応
1	職員や同居人に感染の疑いがある	感染がないと確認できるまで出勤停止	原則として臨時休業は実施しない
2	職員の同居人が濃厚接触者となった		
3	職員が接触者となった		
4	職員の同居人が陽性者となった	濃厚接触者の自宅待機期間は出勤停止	原則として臨時休業は実施しない
5	職員が濃厚接触者となった		
6	職員が陽性者となった	治癒するまで出勤停止	感染状況により判断をする。感染拡大のおそれがある場合は、クラス閉鎖、臨時休業とする
7	市中感染が拡大するおそれがある	利用自粛要請により、必要な職員数の出勤とする	一定期間全施設の利用自粛要請により、必要な職員数の出勤とする

※まん延防止措置や緊急事態宣言の期間中は、1. 2. 3において状況によってクラス閉鎖や臨時休業とする場合がある。